

民生環境協議会協議事項

〔 日時 令和5年8月21日(月)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 生活困窮者自立支援事業に関する運営事業者の公募について
- 2 八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 3 八戸市子育てつどいの広場運営事業者の公募について
- 4 八戸市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

○ その他

- ・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

生活困窮者自立支援事業に関する運営事業者の公募について

1 趣旨

生活困窮者自立支援法及び生活保護法に関する事業として委託実施している、生活困窮者自立相談支援事業、生活保護受給者等就労準備支援事業及び生活困窮者等学習支援事業の各事業について、前回公募より5年経過することから、令和6年度の事業実施に向けて、運営事業者の再選定を行うもの。

2 事業の内容

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の早期支援と自立促進を図るため、生活保護に至る前の段階の自立支援策として、次の事業を一体的に実施する。(生活困窮者が対象)

ア 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を広く受け止め、健康、障害、仕事、家族関係など多様で複合的な課題を分析し、その解決に向けた専門機関への適切なつなぎや個々人の状態にあった自立支援計画を作成し支援する。

イ 住居確保給付金の支給

離職者等から「住居確保給付金」(離職により住宅を失った生活困窮者等であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給)について、相談及び申請を受け付け、支給対象者に対しては面接等の就労支援をする。

ウ 家計改善支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、家計管理に関する助言や指導、貸付のあっせん等を実施し、家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援する。

(2) 生活保護受給者等就労準備支援事業

就労意欲や生活習慣など、稼働能力の活用に課題があり、直ちに一般企業等への就労による自立を目指すことが困難な者に対し、専門家によるカウンセリングや短期の就業訓練等、就労に向けた準備の場を提供する。(生活困窮者及び生活保護受給者が対象)

(3) 生活困窮者等学習支援事業

生活困窮世帯の中学校1年生から高校3年生に対し、学習支援と居場所の確保を行う。(生活困窮者及び生活保護受給者が対象)

3 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(実施状況を評価の上、単年度契約により最長で令和11年3月31日までの継続契約可)

4 委託業務開始までのスケジュール

令和5年9月	・委託料の債務負担行為の設定(市議会9月定例会) ・公募要領及びスケジュール等をホームページに掲載
10月	・公募説明会
令和6年1月	・選考会 ・民生環境協議会にて運営事業者の選定結果の報告
4月	・運営委託開始

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る 専決処分について

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するもの。

2 改正の内容

(1) 概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、第3条「第11項」が「第10項」になるため、条例内で引用する関係法令の条項ずれについて所要の整理を行うもの。

(2) 施行期日

令和5年9月16日

3 処分年月日

令和5年7月21日

八戸市子育てつどいの広場運営事業者の公募について

八戸ポータルミュージアム（はっち）4階に開設している八戸市子育てつどいの広場「こどもはっち」の運営を委託する事業者を募集する。

1 事業の内容

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育てに関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 豊かな遊び空間の提供と遊びやものづくりに関する体験講座等の実施
- (6) 地域の子育て力を高める取り組みの実施
- (7) 八戸圏域連携中枢都市圏における事業の実施 等

2 開設日及び開設時間

- (1) 開設日
以下に掲げる休場日以外の日
休場日 ①八戸ポータルミュージアムの休館日（原則、毎週火曜日）
②年末年始（12月29日～翌年1月1日）
- (2) 開設時間
午前9時30分～午後4時30分

3 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日
（実施状況を評価の上、単年度契約により最長で令和11年3月31日までの5年間の継続契約可）

4 応募資格

申請時において、八戸市で1年以上継続して、子育て支援事業を実施している法人、団体（法人格は必要としないが、個人での応募は不可）

5 委託業務開始までのスケジュール

令和5年9月	・委託料の債務負担行為の設定（市議会9月定例会） ・要綱及び応募書類の配布
10月	・公募説明会
12月	・選考会
令和6年1月	・民生環境協議会にて運営事業者の選定結果の報告
4月	・運営委託開始

八戸市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

1 条例制定の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 条例の必要性

近年、全国的に無差別的な犯罪が発生するなど、誰もが突然犯罪被害に巻き込まれるおそれがあり、また、犯罪被害者の中には、二次被害に苦しむ方も多く、一人で抱え込み孤立してしまい最悪な結末を迎えることも懸念される。

犯罪被害者等が元の生活を取り戻し自分らしく生きることができる安全で安心な社会を構築していくためには、支援体制の整備と強化を図るとともに、苦しんでいる方には市全体で手を差し伸べていくことが重要であるということを市民一人ひとりに浸透させていく必要がある。また、犯罪の無い安全で安心な社会の実現を目指すためには、防犯の取組はもとより、被害にあった方等への支援と罪を犯してしまったが更生しようとする方への支援（再犯防止）の二つを両輪として進んでいく必要がある。

3 県内及び中核市の条例制定状況（令和5年4月1日時点）

(1) 県内

① 青森県（令和元年12月13日施行）

② 県内40市町村中7市町村（弘前市・むつ市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村）が制定

(2) 中核市

中核市62市中22市が制定

4 条例（案）概略

別紙のとおり

5 パブリックコメント結果

(1) 意見募集期間 令和5年5月22日～6月20日（30日間）

(2) 意見募集結果 0件

<参考>

1 犯罪被害者等基本法第5条（平成16年12月8日法律第161号）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 八戸市生活安全条例（平成12年3月29日条例第14号）

3 八戸市再犯防止推進計画（第4期八戸市地域福祉計画（令和4年2月15日策定）に包含）

八戸市犯罪被害者等支援条例（案） 概略

【目的】 第1条

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



【基本理念】 第3条

- 1 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じて適切な支援を行うとともに、二次被害の防止に十分配慮する。
- 3 被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく行うものとする。



【市の責務】 第4条

- ・ 犯罪被害者等の支援に関する施策の策定及び実施
- ・ 関係機関等との連携及び協力



【市民及び事業者の責務】

第5条・第6条

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性の理解
- ・ 二次被害防止への配慮

【犯罪被害者等の支援に関する基本的施策】

1 相談及び情報提供等 第7条

総合的相談窓口を設置し、様々な相談への情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整の実施

2 見舞金の支給等 第8条

見舞金の支給その他必要な支援

(遺族見舞金 30 万円・重傷病見舞金 10 万円 ※要綱で制定予定)

3 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 第9条

保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援

4 居住の安定 第10条

市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援

5 雇用の安定 第11条

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性に関する啓発等

6 市民及び事業者の理解の増進 第12条

犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性に関する広報活動等

7 人材の育成等 第13条

犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等に関する研修の実施等

8 民間支援団体の活動の促進 第14条

民間支援団体に対する犯罪被害者等の支援に関する施策の情報の提供等

【施行期日】 令和5年10月1日